

令和4年2月1日
京丹後市

「京丹後市災害時避難行動要支援者名簿等の作成及び情報提供に関する条例（案）」に対する意見募集の結果

京丹後市では、災害時避難行動要支援者名簿等の作成及び情報提供に関する条例（案）に対する意見の募集を、令和4年1月5日から同年1月31日まで行いました。その結果、2人の方から9件のご意見を頂きましたので、その要旨と京丹後市の考え方を公表します。今後、頂いたご意見を踏まえ、当市条例案の公布・施行等の準備を進めていくことといたします。

1 概要

京丹後市では、京丹後市災害時避難行動要支援者名簿等の作成及び情報提供に関する条例（案）を行うため、令和4年1月5日から同年1月31日まで意見の募集を行いました。

その結果、2人の方から9件のご意見を頂きました。頂いたご意見の要旨と京丹後市の考え方は別紙のとおりです。

2 今後の予定

京丹後市では、頂いたご意見を踏まえ、4月1日を目処に災害時避難行動要支援者名簿等の作成及び情報提供に関する条例の公布・施行等の準備を進めていくことといたします。

【連絡先】

連絡先： 健康長寿福祉部生活福祉課
住 所： 〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷 691 番地
電 話： 0772-69-0310
F A X： 0772-62-1156
電子メール： seikatsufukushi @city.kyotango.lg.jp

（関係報道資料）

「京丹後市災害時避難行動要支援者名簿等の作成及び情報提供に関する条例（案）」に対する意見募集の実施

（令和4年1月5日発表）

別紙

「京丹後市災害時避難行動要支援者名簿等の作成及び情報提供に関する条例（案）」に対する意見とそれに対する市の考え方

（敬称等は略）

項目	意見要旨	考え方
用語の定義について	第2条(7)の「自治区」を、「行政区」にする 自治区の意味は、政令指定都市などに使う用語であり、このような地域の自治組織を総称して使う用語でない。すでに要綱では使っているが、新たに誤った用語を使うのは、適正でないと考えます。 行政区は一般的に使われており、そのほうがわかりやすいのではないのでしょうか。	ご意見のとおり、「自治区」を「行政区」に変更します。
経過措置について	現状策定したものを当面個別避難計画とみなすのはいいと思いますが、必要な現実的な個別避難計画を作るということが疎かになるので、「新たに法令による必要な個別避難計画を策定するまでの間」というような文面が必要と考えます。	経過措置は、条例制定により要綱が廃止されるため、現状の名簿及び個別避難計画が有効であることを担保するものです。 名簿及び個別避難計画は毎年度見直しを行っています。条例施行後は、現状策定している個別避難計画を条例等の規定に基づき見直しを行うこととなり、見直し完了後は、条例に定める個別避難計画として取り扱うこととなります。 ご意見にある「新たに法令による必要な個別避難計画を策定する」は、見直しにより達成されるものと考えます。 よって、経過措置については変更しないこととします。

第2条(6)について	個別支援計画の中に、精神障害がある人の服薬状況が詳しく書ける工夫、あるいはどこに問い合わせるか等で迅速な対応ができるようにしてほしい。(東日本大震災の経験から服薬している薬がわからなかったり、確保ができずに数日数経ち、調子を崩される人が多発したことから)	条例施行後に改訂予定の個別避難計画の様式において検討します。
第2条(定義)(7)について	その他の避難支援等の実施に携わる関係者とは、どういう人たちを指すのか。例えば、障害者施設関係者は、自分たちのところの利用者の支援に追われ、他の人たちの支援までは困難と思われる。ただ、情報については、障害者施設にも発信していただきたい。(現状はFAXだが、リアルに伝わらない)	条例案にあるように避難支援等に携わる関係者を指しますが、避難行動の直接支援だけでなく、個別避難計画の作成に携わる方々も含んでいます。
第3条について	大分県でケアマネージャーが個別支援計画に関わるという取り組みも生まれていますが、本市でも関係者と連携して取り組むというのは大きな前進と思われます。障害者の事業所や在宅の障害者を支える相談支援センターも連携できればと思います。 理由は、障害当事者の事を詳しく掴んでいるとともに、当事者との一定の信頼関係もあるからです。また、日頃から関係機関との連携もとられています。	条例案にあるように幅広く関係する団体と連携を図ることとします。
第4条について	避難支援関係者への情報提供の中に、障害関係の事業所も含めていただきたい。	情報提供を行う避難支援等関係者は第2条第7号で定義しています。ご意見にある障害関係の事業所は「その他の避難支援等の実施に携わる関係者」に含まれています。
なし	「避難行動要支援者から拒否の申し出がないかぎり」とありますが、多くの障害者はSNS等を使った情報のやり取りが困難です。家族や障害者事業所を通じて等、丁寧な発信を求めます。	避難行動要支援者からの拒否の申し出は、SNS等ではなく、対面または紙ベースにより行うことを想定しています。

なし	現在の要綱の規定の中に、以前は「その他」として、(ウ)に当てはまらない人も、本人や家族が伝えれば登録されるということになっていました。災害時は、手帳等による障害の重い人たちだけではなく、生活のしずらさや環境要因により支援が必要な方が多くおられますので、引き続き「その他」を付け加えていただきたい。	条例案第2条第1号で要配慮者を規定しており、その中の「その他の特に配慮を要する者」と規定しています。ご意見にあるような方々もこれに含まれるものとの考えます。
なし	障害当事者の方の中には、避難行動要支援者名簿への登録は構わないが、民生委員に伝えるのが嫌だという方が一部おられました。民生委員以外に登録を依頼できる手立てがありますか。要配慮者として登録されていると思われませんが、要支援者への押上の手立てがあるでしょうか。	避難行動要支援者名簿の作成にあたっては、民生委員や各地区にご協力いただいています。各地区の役員さんを通じて登録をいただく方法もあります。 一方、民生委員は、地域の相談役として日々の活動において地域の状況を把握している方であり、名簿作成等に欠かすことができない存在ですのでご理解をお願いします。

意見に基づき、案は以下の内容に修正いたしました。

第2条

(7) 避難支援等関係者個別支援計画の作成・実施に関係する市の関係部署、行政区（地域の自治組織で、区・連合区・自治会・町内会など）、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会、警察署、消防団及び避難支援者その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。